

開示手数料

1. 開示請求手数料
開示請求に係る法人文書 1 件につき 300 円
2. 開示実施手数料
開示を受ける法人文書 1 件につき以下に定める額（300 円に達するまでは無料）

法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図面（2 の項及び 3 の項に該当するものを除く。）	ア 閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 100 円に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	ウ 複写機により用紙に複写したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙 1 枚につき 10 円（A 2 判については 40 円、A 1 判については 80 円）
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円（A 2 判については 140 円、A 1 判については 180 円）
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 120 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、520 円）に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を FD に複写したものの交付	1 枚につき 50 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	ク スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を DVD-R に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
2 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 30 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、430 円）

法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
3 スライド	ア 専用機器により 映写したものの閲 覧	1巻につき 390円
	イ 印画紙に印画し たものの交付	1枚につき 100円（縦 203 ミリメー トル、横 254 ミリメー トルのものにつ いては、1,300円）
4 録音テープ又は録 音ディスク	ア 専用機器により 再生したものの聴 取	1巻につき 290円
	イ 録音カセットテ ープに複写したも のの交付	1巻につき 430円
5 ビデオテープ又は ビデオディスク	ア 専用機器により 再生したものの視 聴	1巻につき 290円
	イ 録画カセットテ ープに複写したも のの交付	1巻につき 580円
6 電磁的記録（4の 項及び5の項に該当 するものを除く。）	ア 用紙に出力した ものの閲覧	用紙 100枚までごとにつき 200円
	イ 専用機器により 再生したものの閲 覧又は視聴	1ファイルにつき 410円
	ウ 用紙に出力した ものの交付（エに 掲げる方法に該当 するものを除く。）	用紙 1枚につき 10円
	エ 用紙にカラーで 出力したものの交 付	用紙 1枚につき 20円
	オ FDに複写した ものの交付	1枚につき 50円に 1ファイルごと に 210円を加えた額
	カ CD-Rに複写し たものの交付	1枚につき 100円に 1ファイルごと に 210円を加えた額
	キ DVD-Rに複写し たものの交付	1枚につき 120円に 1ファイルごと に 210円を加えた額

備考 1の項のウ又はエ、若しくは6の項のウ又はエの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算出する。

3. 納入方法

(1) 銀行振込で納付する場合

所定の手数料を当センターが指定する金融機関への振り込み、振り込みの事実を証明できる書類(「利用明細書」等)の写しを「法人文書の開示の実施方法書等申出書」とともに郵送、又は直接受付窓口に持参してください。

振込口座は、総務部庶務係(029-838-6313)までお問い合わせください。

(2) 郵便為替で納付する場合

郵便為替を「法人文書の開示の実施方法書等申出書」とともに郵送、又は直接受付窓口に持参してください。

(3) 現金で納付する場合

「法人文書の開示の実施方法書等申出書」とともに直接受付窓口に持参してください。